

# 環境委員会資料

- 1 平成28年第4回定例会提出予定議案の説明
  - (2) 議案第186号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(平成28年11月24日)

# 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 条例の制定要旨

ふ頭用地使用料の額を改定するため改正するもの

## 2 改正の主な内容

- (1) 電柱 1本1月までごとに  
182円～377円 → 230円～470円
- (2) 電話柱 1本1月までごとに  
162円～357円 → 200円～440円
- (3) 共架電線 共架柱1本1月までごとに  
182円・196円 → 220円・250円
- (4) 郵便差出箱及び信書便差出箱 1個1月までごとに  
136円 → 170円
- (5) 地下埋設管 1月1メートルまでごとに  
15円～300円 → 16円～380円

## 3 施行期日

平成29年4月1日から施行

## 4 改正理由

前回の改定（平成21年4月1日施行）後におけるふ頭用地使用料の算定基礎となっている固定資産税評価額の変動を考慮し、道路占用料に準拠し改定する。

## 5 増収見込額

約2,800万円

## 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 別表第1（第13条関係） ふ頭用地使用料				○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 別表第1（第13条関係） ふ頭用地使用料			
種別		使用料		種別		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電柱	第1種電柱	1本1月ま	230円	電柱	第1種電柱	1本1月ま	182円
	第2種電柱	でごとに	350円		第2種電柱	でごとに	279円
	第3種電柱		470円			第3種電柱	
電話柱	第1種電話柱	1本1月ま	200円	電話柱	第1種電話柱	1本1月ま	162円
	第2種電話柱	でごとに	320円		第2種電話柱	でごとに	260円
	第3種電話柱		440円			第3種電話柱	
その他の柱類		1本1月ま でごとに	20円	その他の柱類		1本1月ま でごとに	16円
共架電 線	電柱に共架する場合	共架柱1本	220円	共架電 線	電柱に共架する場合	共架柱1本	182円
	電話柱に共架する場合	1月までご とに	250円		電話柱に共架する場合	1月までご とに	196円
公衆電話所		1個1月ま でごとに	400円	公衆電話所		1個1月ま でごとに	325円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月ま でごとに	170円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月ま でごとに	136円
送電塔		1月1平方 メートルま でごとに	400円	送電塔		1月1平方 メートルま でごとに	325円
特別高圧架空送電線		1月1メー トルまでご	7円	特別高圧架空送電線		1月1メー トルまでご	6円

改正後				改正前					
地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	16円	地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	15円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	とに	22円			外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	とに	20円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円			外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円			外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		40円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		67円			外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		60円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		90円			外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		80円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110円			外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		100円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		180円			外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		160円
		外径1メートル以上のもの		380円			外径1メートル以上のもの		300円
		その他のもの	1月1平方メートルまでごとに	380円		その他のもの	1月1平方メートルまでごとに	300円	
架空工作物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	180円	架空工作物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	160円
		外径0.4メートル以上のもの	とに	450円			外径0.4メートル以上のもの	とに	400円
	支持物		1月1平方	450円	支持物		1月1平方	400円	

改正後				改正前			
	その他のもの	メートルまでごとに	450円		その他のもの	メートルまでごとに	400円
	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物	1月1平方メートルまでごとに	400円		鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物	1月1平方メートルまでごとに	325円
	広告塔及び看板類	1月1平方メートルまでごとに	760円		広告塔及び看板類	1月1平方メートルまでごとに	500円
	工事のための一時作業所又は工事用材料置場	1月1平方メートルまでごとに	170円		工事のための一時作業所又は工事用材料置場	1月1平方メートルまでごとに	170円
	港湾貨物の一時置場	1月1平方メートルまでごとに	120円		港湾貨物の一時置場	1月1平方メートルまでごとに	120円
	事務所及びその附帯施設	1月1平方メートルまでごとに	290円		事務所及びその附帯施設	1月1平方メートルまでごとに	290円
	その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。			その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	